

第1回 平取ダム環境調査検討委員会

委員会資料

平成15年4月24日

室蘭開発建設部
沙流川ダム建設事業所

第 1 回平取ダム環境調査検討委員会議事次第

日 時：平成 1 5 年 4 月 2 4 日（木）
1 5 : 0 0 ~

場 所：ホテル札幌ガーデンパレス
札幌市中央区北 1 条西 6 丁目

議 事 次 第

- 1 . 開 会 事 務 局
- 2 . 挨 拶 北海道開発局室蘭開発建設部長
- 3 . 平取ダム環境調査検討委員会設立趣旨 事 務 局
- 4 . 委員会 事 務 局
 - (1) 平取ダム環境調査検討委員会設置要領
 - (2) 委員長の選出
- 5 . 議 事 委員長
 - (1) 委員会の進め方について 委員長
 - (2) 平取ダム環境調査検討の進め方 事務局
 - (3) 沙流川総合開発計画事業の経緯 事務局
- 6 . その他

平取ダム環境調査検討委員会委員名簿

委員	いおり 庵	や 谷	てる 晃	北星学園大学教授
委員	こし 越	づか 塚	むね たか 宗 孝	札幌国際大学教授
委員	さい 齊	とう 藤	けい すけ 慶 輔	北海道野生生物保護公社主任研究員
委員	さか 坂	もと 本	よ いち 与 市	北海道田園生態系保全機構理事長
委員	たか 高	はし 橋	よしみ 誼	門別町教育委員会生涯学習推進アドバイザー
委員	なか 中	い 井	かず こ 和 子	(有)中井仁実建築研究所環境デザイン室長
委員	なか 中	ばやし 林	しげ ひろ 成 広	北海道両生爬虫類研究所所長
委員	ふじ 藤	まき 巻	ゆう ぞう 裕 蔵	帯広畜産大学名誉教授
委員	ま 眞	やま 山	ひろし 紘	独立行政法人 さけ・ます資源管理センター 調査研究課長
委員	わた 渡	なべ 辺	よし まさ 義 公	北海道大学教授

(敬称略 五十音順)

平取ダム環境調査検討委員会設立趣意書

平成9年の河川法改正をうけて、平成11年12月に河川審議会の答申を受けて、沙流川流域の河川整備の基本となるべき方針に関する事項「沙流川水系河川整備基本方針」が策定され、平成14年7月19日には今後の具体的な沙流川の河川整備に関する事項を定める「沙流川水系河川整備計画」が学識経験者、流域の住民代表及び流域自治体の首長からなる「沙流川流域委員会」において、9回の流域委員会と公聴会を経て策定されました。この「河川整備計画」では、流域の治水対策として河道掘削と合わせ平取ダムの建設が位置づけられました。

平取ダムは、既に運用を開始している二風谷ダムとともに沙流川総合開発事業として、昭和57年に「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針」に基づいて環境影響評価報告書を作成し、「北海道環境影響評価条例」による法手続を完了しています。また、「環境影響評価法」が平成11年6月に施行されましたが、平取ダムのように同法の施行以前に条例に基づく環境影響評価の手続が完了している事業は、同法の経過措置により同法に基づく法手続は必要ないこととなっています。

しかしながら、近年における国民の自然環境保全への意識が高まるとともに、「環境基本法」、「環境影響評価法」などの環境に関わる法整備が進み、また、環境省や北海道などによる希少生物についての新たな知見(レッドデータブック)が示されました。

このような背景から、平取ダムの円滑な事業の実施にむけて、調査計画段階から学識経験者に意見をいただきながら、新たに示された知見に基づいた環境調査を実施することとし、「平取ダム環境調査検討委員会」を設置することとしたものです。

室建沙ダ第 1 号

平取ダム環境調査検討委員会設置要領を次のように定める。

平成 15 年 4 月 1 日

室蘭開発建設部長 恒 松 浩

平取ダム環境調査検討委員会設置要領

(設置)

第 1 条 平取ダムの建設にともなう環境調査について、学識経験を有する者の意見を求めるため、室蘭開発建設部に「平取ダム環境調査検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第 2 条 委員会は、平取ダムの建設にともなう環境調査計画、調査方法及び環境調査レポート案について、自然環境を考慮した観点から室蘭開発建設部長(以下「部長」という。)に意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、部長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員間の互選により選出し、委員会を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事等)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長を含む委員の 2 / 3 以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、原則として公開で行うものとし、公開の方法は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は、室蘭開発建設部沙流川ダム建設事業所に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を処理する。

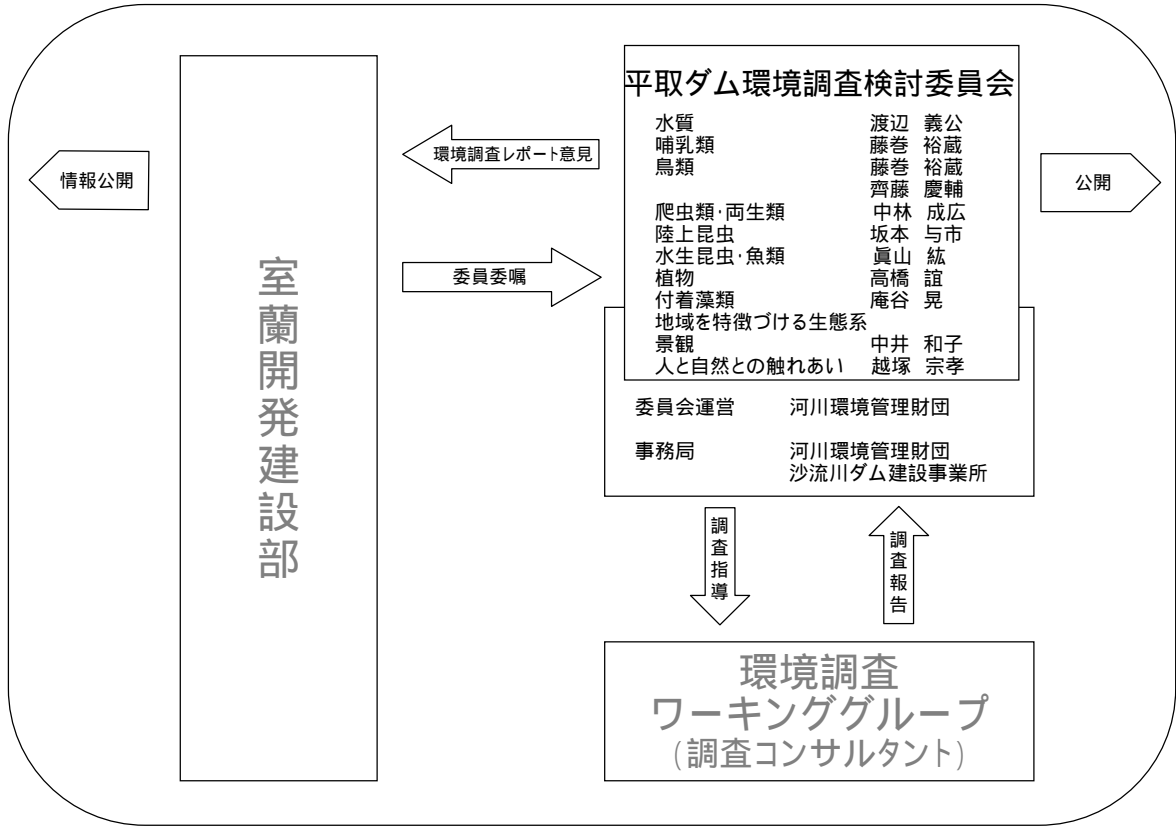
(雑則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

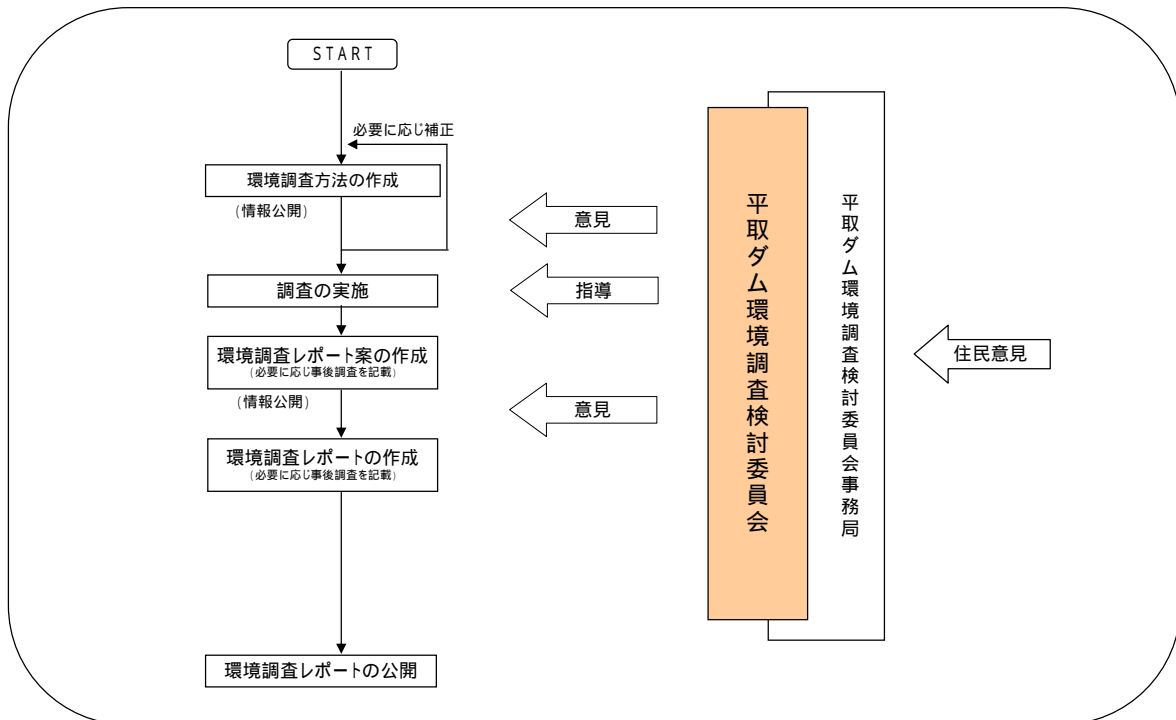
附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平取ダム環境調査検討委員会と関係機関の構成



平取ダム環境調査検討委員会の進め方



平取ダム環境調査検討委員会の進め方(案)

平取ダム環境検討委員会のスケジュール

- 第1回 平成15年 4月下旬 開催
[内容] 平取ダム環境調査検討委員会の趣旨説明
平取ダム環境調査検討の進め方
沙流川総合開発計画事業の経緯
- 第2回 平成15年 6月上旬 開催
[内容] 平取ダム環境調査方法について
平取ダム環境調査現地調査(事業説明)
- 第3回 平成16年 1月頃 開催
[内容] 平取ダム環境調査の中間報告
平取ダム環境調査の中間報告に関する意見交換
「地域を特徴づける生態系」に関する意見交換
- 第4回 平成16年 3月頃 開催
[内容] 平成15年度調査の報告
平成15年度調査の報告に関する意見交換
「地域を特徴づける生態系」の確認
保全に関する意見交換
平成16年度の平取ダム環境調査について
- 第5回 平成16年 9月頃 開催
[内容] 保全に関する中間報告及び意見交換
- 第6回 平成17年 1月頃 開催
[内容] 平取ダム環境調査の中間報告
保全の取りまとめに関する意見交換
- 第7回 平成17年 3月頃 開催
[内容] 平取ダム環境調査レポート案に対する意見について
- 第8回 平成17年 4月頃 開催
[内容] 平取ダム環境調査レポート作成(室蘭開発建設部)

沙流川総合開発事業の経緯

昭和43年04月	沙流川水系一級河川指定
昭和44年03月	沙流川水系工事实施基本計画策定 平取基準点 基本高水流量3,900m ³ /s 計画高水流量3,900m ³ /s
昭和46年04月	沙流川総合開発事業 予備調査に着手
昭和46年08月	北海道 苫小牧東部基地基本計画策定 昭和60年代の需要量を185万m ³ /日と想定
昭和48年04月	沙流川総合開発事業 実施計画調査着手
昭和48年09月	「沙流川総合開発計画」地元説明
昭和53年03月	沙流川水系工事实施基本計画改定 平取基準点 基本高水流量5,400m ³ /s 計画高水流量3,900m ³ /s
昭和55年02月	平取ダム対策協議会(会長 相田貫二郎)発足
昭和55年12月	門別町漁業協同組合理事会「ダム建設絶対反対」を決議
昭和56年03月	二風谷ダム対策荷負地区地権者協議会(会長 楠木初男)発足 二風谷ダム反対対策協議会(会長 黒田一彦)発足 58年に二風谷ダム対策協議会に改称 二風谷ダム用地補償連絡協議会(会長 船越為)発足
昭和56年08月	沙流川ダム地権者連絡協議会発足(4組織の連絡調整)
昭和57年04月	建設事業着手
昭和57年07月	沙流川総合開発事業環境影響評価書道知事に提出
昭和57年12月	沙流川総合開発事業環境影響評価書に関する知事意見公表
昭和58年01月	沙流川総合開発事業ダム使用権の設定予定者のダム使用権設定申請 苫小牧東部工業用水道事業 25万m ³ /日の需要量で参加
昭和58年03月	二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画の告示
昭和58年10月	沙流川ダム地権者協議会発足(4組織の統一)
昭和58年12月	損失補償基準発表
昭和59年01月	「沙流川漁場環境調査協議会」発足
昭和59年03月	損失補償基準受結
昭和60年02月	門別町漁業協同組合に「沙流川総合開発事業対策委員会」を設置
昭和60年03月	水源地域対策特別措置法のダム指定告示

昭和60年05月	門別町漁業協同組合理事会「ダム建設絶対反対」撤回表明
昭和60年12月	門別町漁業協同組合と覚書き締結
昭和60年10月	水源地域対策特別措置法の地域指定告示
昭和61年09月	二風谷ダム堤体建設工事着手
昭和61年12月	事業認定の告示
昭和62年02月	「二風谷ダム用地補償連絡協議会」に属する一部の地権者15名に対して交渉成立の見込みがないことから採決申請手続きを開始 第1グループ 補償価格が不満 9名 第2グループ A相続人不明のため買収不能4名(1名は協議成立) Bアイヌ民族の権利を主張2名
昭和62年03月	「沙流川漁業環境保全対策協議会」発足
昭和63年01月	二風谷ダム一次転流開始
昭和63年07月	二風谷ダム定礎式
昭和63年08月	第1グループと和解が成立
平成01年02月	第2グループ5名について収用委員会から、権利取得及び明渡採決が出る
平成01年03月	第2グループのBの2名、収用委員会の採決を不服として建設大臣宛に行政不服審査請求及び執行停止の申し立てをする
平成03年02月	沙流川ダム二次転流開始
平成05年04月	建設大臣から審査請求を棄却する旨の採決が出る
平成05年05月	北海道収用委員会を被告として、収用裁決取消請求訴訟を起こす
平成06年04月	ダム基本計画変更告示 事業費 540-920 工期末 H3-H16
平成07年09月	北海道開発庁 苫小牧東部開発新計画を策定 2020年の工業用水需要量を14万m ³ /日に下方修正
平成07年09月	第1回沙流川総合開発事業審議委員会開催(12回開催)
平成08年03月	第7回沙流川総合開発事業審議委員会開催 苫小牧東部工業用水道需要量の決定並びに収用裁決取消訴訟判決の結果を待って、再度審議し結論を出すこととする。それまでの間休会とする。
平成08年04月	二風谷ダム試験湛水開始
平成09年02月	北海道知事より北海道開発局長宛に、苫東工業用水供給量25万m³/日の内、平取ダム乗り分17.2m³/日の減量を申し入れ

平成09年03月	<p>権利取得採決及び明渡採決取消請求事件の判決 収用裁決は違法であるが、行政事件訴訟法第31条第1項（これ取り消すことによって公の利益に著しい障害が生じる場合には）を適用して原告らの本訴請求は棄却するとともに本件収用裁決が違法である</p>
平成09年04月	北海道収用委員会は控訴しないことを決定
平成09年07月	<p>第12回沙流川総合開発事業審議委員会 最終答申 二風谷ダムについては、当初の計画に沿って進め、管理上の手続きを完了すること 工業用水の需要量に変更があり、環境問題への社会的要請も強いことから、沙流川総合開発事業に沿って平取ダムの構造、機能運用について見直し、早期に事業計画を策定すること 二風谷ダムのもたらす新知見を参考にして、流域の環境保全に配慮した治水計画を立て、地域住民の意見が反映できるようにすること</p>
平成09年09月	<p>答申を受けて、沙流川総合開発事業の今後の進め方について開発局発表 平取ダムについては、新河川法に基づいて今後作成する河川整備方針及び河川整備計画に基づき、工業用水の需要量も含め早急に計画を変更することとし、それまでの間継続的な調査及び計画変更に係る諸検討などを行う。</p>
平成09年10月	二風谷ダム竣工式
平成10年03月	二風谷ダム建設完了
平成10年04月	二風谷ダム使用権設定 二風谷ダム管理所発足
平成10年04月	<p>北海道 時のアセスメント 2020年代の苫東地域における工業用水需要量を11.5万m³/日に修正。二風谷ダムを水源とする導水管等の専用施設は、確実な水需要が見込まれるまでは凍結する</p>
平成11年09月08日	第1回流域懇談会開催（門別町）
平成11年11月01日	第2回流域懇談会開催（平取町）
平成11年12月01日	<p>沙流川水系河川整備方針決定 現沙流川水系工事实施基本計画における基本高水、計画高水流量を踏襲</p>
平成12年02月14日	<p>第3回流域懇談会開催（平取町） 第3回をもって終了。河川整備方針に沿った意見を取り纏め、河川整備計画検討の場に引き継ぐ。</p>
平成12年12月05日	第1回沙流川流域委員会開催（平取町）
平成13年02月19日	第2回沙流川流域委員会開催（平取町）

平成13年06月01日	第3回沙流川流域委員会開催（門別町、平取町）
平成13年08月27日	第4回沙流川流域委員会開催（平取町）
平成13年09月12日 21日	沙流川水系河川整備計画の流域説明会 （流域3町6カ所で開催）
平成13年10月04日	第5回沙流川流域委員会開催（平取町）
平成13年11月07日	第6回沙流川流域委員会開催（門別町）
平成13年12月18日	第7回沙流川流域委員会開催（平取町） 沙流川水系河川整備計画原案をまとめる。
平成14年01月08日 02月01日	沙流川水系流域整備計画原案の公告縦覧
平成14年01月17日 01月23日	沙流川水系河川整備計画の流域説明会（第2回） （流域3町4カ所で開催）
平成14年02月04日	沙流川水系河川整備計画の公聴会（平取町） 意見申出書12名（公述希望人6名）
平成14年02月12日	第8回沙流川流域委員会開催（門別町）
平成14年04月11日	第9回沙流川流域委員会開催（平取町） 沙流川水系河川整備計画（原案）合意
平成14年04月24日	沙流川流域委員会が北海道開発局長に沙流川水系河川整備計画 原案に 対する意見と合意の概要を答申
平成14年05月29日	北海道開発局長が北海道知事に対して、沙流川水系河川整備計 画原案 に対する意見照会
平成14年07月19日	北海道知事より、沙流川水系河川整備計画にかかる意見の回答 沙流川水系河川整備計画（直轄管理区間）を策定
平成15年02月14日	策定された沙流川水系河川整備計画の住民説明 （平取町豊糠地区）
平成15年02月14日	策定された沙流川水系河川整備計画の住民説明 （平取町芽生・貫気別地区）
平成15年03月10日	策定された沙流川水系河川整備計画の住民説明 （門別町）

沙流川水系河川整備計画について

明日につなぐ、川づくり
沙流川流域の未来へ向けた河川整備

沙流川水系河川整備計画

(直轄管理区間)

平成14年7月

北海道開発局

別添資料参照願います。

沙流川総合開発事業(平取ダム)の事業計画

第1 ダムの名称

沙流川総合開発事業(平取ダム)

第2 事業者の氏名及び住所

氏名

国土交通省 北海道開発局長 平野 道夫

所在地

国土交通省 北海道開発局
〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
011-709-2311

国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部
〒051-8524 室蘭市入江町1-14
0143-22-9171

第3 ダム事業の目的及び内容

1 ダムの事業目的

沙流川総合開発事業は、多目的ダムとして沙流川水系沙流川の北海道沙流郡平取町二風谷地先に二風谷ダム、沙流川水系額平川の沙流郡平取町字芽生地先に平取ダムを建設するもので、前者は平成10年3月に完成に至った。

(1)洪水調節

二風谷ダム及び平取ダムは、下流の平取町、門別町の水害を防止し、平取地点において二風谷ダムと相まって河川整備計画目標流量4,300m³/sのうち、1,100m³/sの洪水調節をおこなう。

(2)流水の正常な機能の維持

沙流川沿線の既得用水の補給、動植物の保護・漁業等、流水の正常な機能の維持を図る。

(3)各種用水

平取町、門別町の水道用水として最大5,350m³/日、かんがい用水として約2,350ヘクタールの農地に用水の補給をおこなう。

(4)発電

平取ダムの建設に伴って新設される平取発電所において、最大出力3,000キロワットの発電をおこなう。

2 ダム事業の内容

(1) ダムの種類

国土交通省北海道開発局が行うダム事業

(2) ダム事業が実施されるべき区域の位置

ダム建設位置は、次の通りであり、沙流川水系流域概要図は図-1、対象ダム実施区域図は図-2のとおりである。

右岸：沙流郡平取町字芽生地先

左岸：沙流郡平取町字芽生地先

(3) ダム事業の規模及び総貯水量

規模：水面面積 3.1km²(サーチャージ)

1.9km²(常時満水位)

総貯水容量：4.580万m³

(4) ダム事業に係る堤体の規模等

堤体の規模：堤高56.5m

堤体の形式：重力式コンクリートダム

ダムの供用に関する事項：洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、かんがい用水、発電

(5) ダム事業の工事計画の概要

平取ダムの建設計画概要図は、図-3に示すとおりである。